

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減適用基準について所要の見直しを行うため、また、あま市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の税率等の改定を行うため、関係規定を一部改正するものです。

2 改正の内容

- 第3条（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）
- 第4条（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）
- 第5条（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）
- 第5条の2（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）
- 第6条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）
- 第7条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）
- 第7条の2（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）
- 第7条の3（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）
- 第8条（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）
- 第9条（介護納付金課税被保険者に係る資産割額）
- 第9条の2（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

<国民健康保険税の税率等>（第3条～第9条の2関係）

	医療分		後期支援分		介護分	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
所 得 割	5.32%	5.57%	1.96%	2.11%	1.58%	1.78%
資 産 割	13.80%	9.20%	3.00%	2.00%	4.20%	2.80%
均 等 割	25,700 円	25,400 円	8,100 円	8,600 円	9,700 円	10,100 円
平 等 割	19,200 円	18,600 円	6,100 円	6,300 円	5,400 円	5,400 円
特定世帯	9,600 円	9,300 円	3,050 円	3,150 円		
特定継続世帯	14,400 円	13,950 円	4,575 円	4,725 円		

○第23条（国民健康保険税の減額）

＜軽減適用基準＞（第23条関係）

	現 行	改 正 後
7割 軽減	33万円 （基礎控除額）	43万円 （基礎控除額） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）
5割 軽減	33万円 （基礎控除額） + 28.5万円 × 被保険者数	43万円 （基礎控除額） + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）
2割 軽減	33万円 （基礎控除額） + 52万円 × 被保険者数	43万円 （基礎控除額） + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

＜国民健康保険税の軽減額＞（第23条関係）

		医療分		後期支援分		介護分	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
7 割 軽 減	均等割	17,990円	17,780円	5,670円	6,020円	6,790円	7,070円
	平等割	13,440円	13,020円	4,270円	4,410円	3,780円	3,780円
	特定世帯	6,720円	6,510円	2,135円	2,205円		
	特定継続世帯	10,080円	9,765円	3,203円	3,308円		
5 割 軽 減	均等割	12,850円	12,700円	4,050円	4,300円	4,850円	5,050円
	平等割	9,600円	9,300円	3,050円	3,150円	2,700円	2,700円
	特定世帯	4,800円	4,650円	1,525円	1,575円		
	特定継続世帯	7,200円	6,975円	2,288円	2,363円		
2 割 軽 減	均等割	5,140円	5,080円	1,620円	1,720円	1,940円	2,020円
	平等割	3,840円	3,720円	1,220円	1,260円	1,080円	1,080円
	特定世帯	1,920円	1,860円	610円	630円		
	特定継続世帯	2,880円	2,790円	915円	945円		

特定世帯・・・国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって単身世帯になる場合、保険税の医療分と後期支援分に係る平等割が5年間は2分の1の減額となります。

特定継続世帯・・・特定世帯として5年を経過した後、平等割が3年間は4分の1の減額となります。

給与所得者等・・・国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者をいいます。

○附則第6項（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

個人所得課税の見直しに伴い、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の軽減適用基準に影響が生じないように、関係規定を整理するものです。

○その他

字句を整理するものです。

3 施行期日等

令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の国民健康保険税から適用します。